



市町村による使用済製品等の リユース取組促進のための手引き（概要版）

平成27年7月作成（令和7年4月改訂）

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

- 本手引きは、市町村*にてリユース取組促進の検討を開始されるご担当者や既に進めている取組の拡充・見直し等を検討されるご担当者に向けて、参考になる既往事例や取組の注意点等を整理した手引きです。各市町村の現状に応じて、例えば以下のように参照いただくことを想定しています。

リユース取組促進の検討を、これから開始される場合

- まずは住民に向けた普及啓発を行うことが、市町村に期待される重要な役割です。住民に向けて、「廃棄ではなく、リユースする」という選択肢を提示することは、ごみ減量の効果も期待されます。（本編 p.39）
 - 具体的な誘導については、地域のリユース事業者を紹介する方法は、他方式に比べても市町村の負担が少なく、導入できる方法と言えます。（本編 p.21 リユース事業者紹介方式）
- より市町村が主体的に取組促進に臨む上では、具体的な既往事例からイメージを得ることも一案です。本手引きに掲載した事例は、本編 p.19-20に地図及び一覧で整理されています。近隣市町村や人口規模の近い市町村の取組事例を見つける上では、こちらも活用ください。
- 上記のような手順で検討を始めつつ、使用済製品等のリユースに取り組む意義や近年の市町村における取組の動向等についても参考にご覧ください。

既に進めている取組の拡充・見直し等を検討される場合

- 市町村がリユースに取り組む意義や期待される効果は、市町村にて取り組みを開始された当時とは異なる動向も考えられます。
 - 本編 p.1から、改めて確認いただくことをお勧めします。
- リユースに関する裾野が広がっていることを踏まえると、住民に向けてリユースの呼びかけを今一度行うことは、市町村に期待される重要な役割です。住民に向けて、「廃棄ではなく、リユースする」という選択肢を提示することは、ごみ減量の効果も期待されます。（本編 p.39）
- 市町村による取組促進の事例についても、新たな取組・工夫が現れています。環境省では「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」にて、市町村による新たな取組事例の推進を支援し、本手引きにもその一部を掲載しています。掲載事例については、本編 p.19-20に地図及び一覧で整理されていますので、併せて活用ください。

(1) 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

- ✓ 使用済製品等のリユースは「持続可能な地域と社会づくり」のための取組のひとつ。
- ✓ 住民に最も近い行政の立場から、消費者・事業者等と連携し、地域における循環型社会の構築を推進することが期待されます。

(2) 廃棄物処分量の削減・最終処分場の延命化等の効果

- ✓ 粗大ごみのうち、個数ベースで1～2割程度は中古品として利用可能と報告されています。
- ✓ 使用済製品のリユースは、製品の長期使用・長寿命化に繋がり、廃棄物の発生量・焼却量・処分量の削減に繋がります。
- ✓ 不法投棄等の未然防止、廃棄物関連施策の費用削減にも期待されます。

(3) 脱炭素社会実現に向けた貢献

- ✓ 使用済製品のリユースは、製品の長期使用・長寿命化に繋がり、温室効果ガス排出量の削減に繋がると考えられます。
※使用時にエネルギーを消費する電気電子製品では、省エネ性能の向上もあり、該当しない場合もあります。

(4) 住民の利便性向上と便益増大の可能性

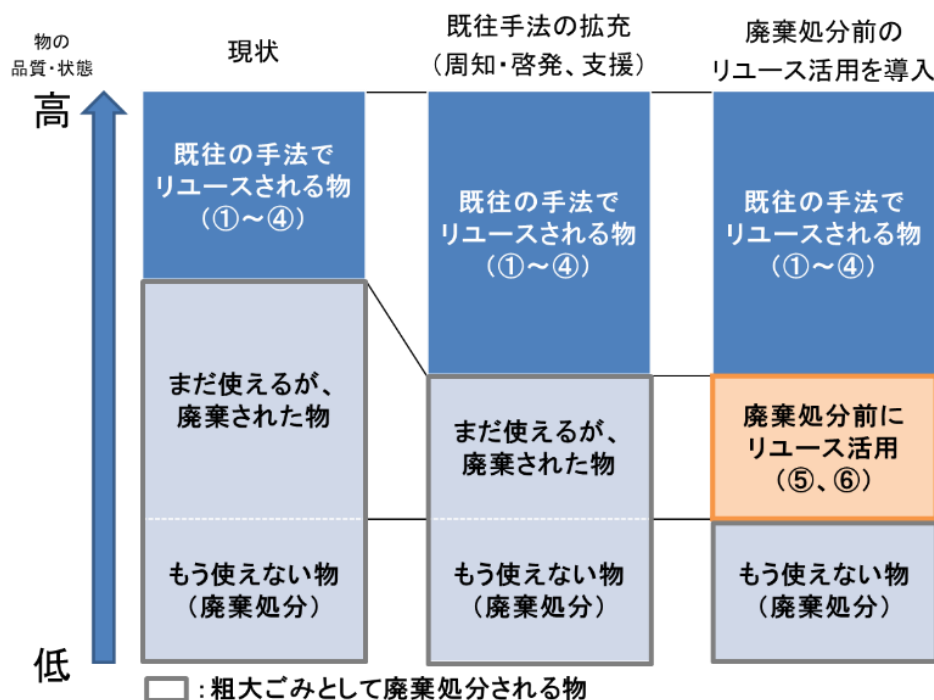
- ✓ 「他の人に使ってもらえた」「売却することで収入が得られた」「安く・手軽に購入できた」など、住民からリユース事業に対する好意的な声は多いです。
- ✓ 従来環境イベントでは参加してくれなかった人でも、リユースのイベントには興味を示す等、普及啓発にも有効です。

(5) リユース促進を通じて得られる地域への多面的な効果

- ✓ 地域でのリユースイベントを通じて、まちづくり、住民同士の交流促進、地域活動の活性化に繋がったという声も挙げられます。
- ✓ ボランティア団体やシルバー人材センターと連携することで、新たな雇用創出に繋がっている事例もあります。
- ✓ 市町村の保有する施設・土地等でリユース事業を実施することで、使用されていなかった場所等の有効活用にも繋がります。

“廃棄物処分量の削減”を目的とする捉え方

・近年、スマートフォンやフリマアプリ等の普及もあり、住民にとってリユースの裾野が広がりつつあります。このような変化も踏まえ、従来「粗大ごみとして廃棄処分されていた物」に着目し、廃棄処分前にリユース活用を進めることに取り組む市町村も増えています。（詳細は、本編 P.6参照）



考え方 【1】品質が高い・状態が良い製品は、既往の手法でリユースさせる。
(特に、民間サービスを活用したリユースを促進する。)

【2】既往の手法でリユースが難しい場合は、
低価格でのリユース(無償譲渡・交換を含む)を検討してもらう。

【3】それでもリユースが困難なものは、ごみとして廃棄処分する

※①～⑥は、「リユースの取組方式」と対応

民間事業者等と連携しての取組

・市町村によるリユース促進を阻む課題として、「庁内体制・人員が確保できない」「取組を進めるための予算が確保できない」「どのような取組をすれば良いか分からない」等が挙げられます。

・近年、民間事業者やNPO等と連携することで、行政・事業者等の双方の強みを活かしながら事業を実施する事例も増えています。

・東京都八王子市では、住民同士が自由に不要品の売買を行えるオンラインサービスを提供する民間事業者(株式会社ジモティー)と連携しています。連携によるメリットについて、以下のとおり評価しています。

(詳細は、本編 P.18参照)

<リユース事業における連携のメリット>

自治体側のメリット

民間企業の持つシステムや
ノウハウを活用できる

(株)ジモティーが有するオンラインプラットフォームを活用し、
より多くの方が気軽にリユースに取り組んでいる。
また、他自治体でのノウハウをもとに、販売価格の設定や状況に応じた変更なども臨機応変に行うことができ、リユース品の効率的な流通に貢献している。

民間企業側のメリット

(ジモティー)

不要品リユースを希望する市民
へダイレクトに伝えられる

市の粗大ごみ申込ページから、
廃棄ではなくジモティースポットへの持ち込みを案内することで、
リユースへの誘導を効果的に行うことができています。
また、行政と連携することで、
信頼性が向上し、多くの方に安心して利用していただける。

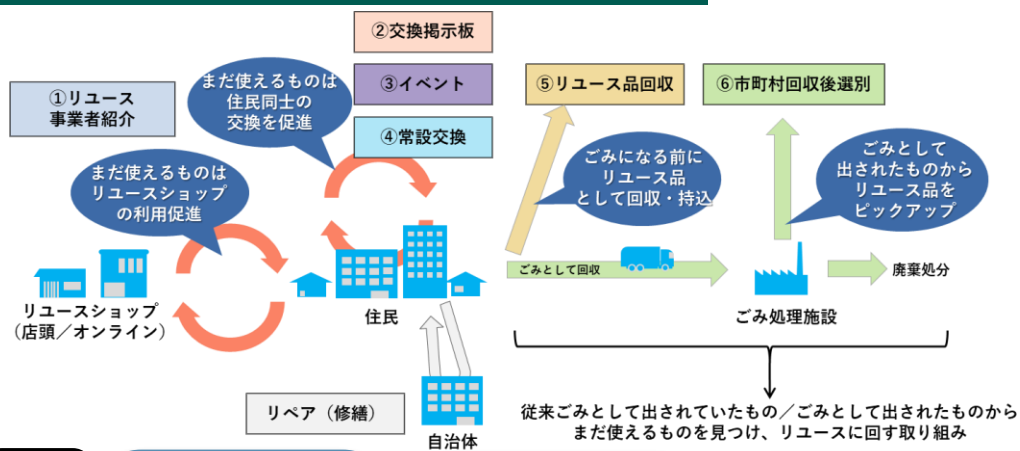


市町村による使用済製品等のリユース取組推進のための手引き（概要）



- これまで環境省が実施・支援してきた「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」等の成果を踏まえ、他の市町村への展開・波及のために、市町村におけるリユースの取組方法、実施・展開する際のポイント・留意すべき点などについて整理を行いました。
- 取組方法を6つ（①～⑥）に大別するとともに、関連事業者等との連携により効果的・効率的にリユースが推進ができるケースもあることから連携の視点（⑦）について整理しました。

市町村におけるリユースの取組方法



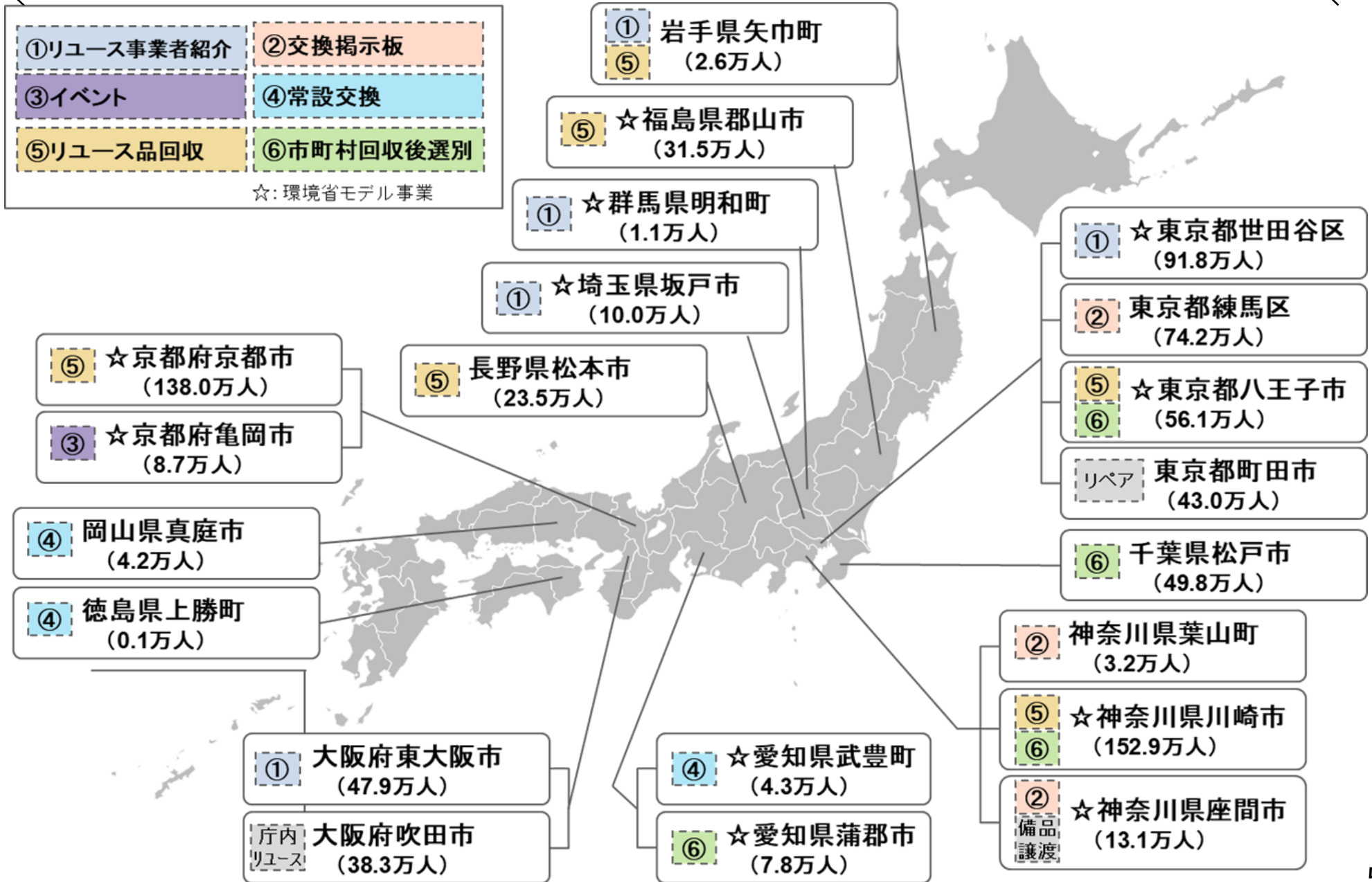
【ポイント①】
人口規模の小さい自治体向けのポイントが記載

【ポイント②】
担当職員が取り組みやすいよう、各方式の段取りチェック表を用意

【ポイント③】
各方式におけるコスト／ベネフィットの具体例が整理されている

方式	①リユース事業者紹介	②交換掲示板	③イベント	④常設交換	⑤リユース品回収	⑥市町村回収後選別
利点	○地域内のリユース産業育成に繋がる ○追加的なスペースや人員を必要としない	○住民同士の交流に繋がる ○追加的なスペース・人員を必要としない ○民間事業者の連携・協力が得られうる	○住民団体の活動の活発化に繋がる ○住民同士の交流に繋がる	○住民同士の交流に繋がる ○常設スペースの有効利用に繋がる ○住民にとって利便性が高い	○ごみ処理量の削減に直接的に繋がる ○売却収入を得ることができうる	○ごみ処理量の削減に直接的に繋がる ○売却収入を得ることができうる
要件	○協力的なリユース業者 ○印刷・配布用の予算確保	○ホームページで掲示板設置するための予算確保 ○継続的な広報	○イベントの運営スタッフの確保（住民団体等のボランティアなど）	○常設交換に使用できるスペースの確保 ○運営スタッフの確保	○回収体制の構築	○ストックヤードの確保 ○人員の確保
事例	東京都世田谷区 群馬県明和町 埼玉県坂戸市 岩手県矢巾町 大阪府東大阪市	東京都練馬区 神奈川県葉山町 神奈川県座間市	京都府亀岡市	愛知県武豊町 岡山県真庭市 徳島県上勝町	東京都八王子市 福島県郡山市 京都府京都市 長野県松本市 岩手県矢巾町 神奈川県川崎市	千葉県松戸市 神奈川県川崎市 愛知県蒲都市
共通	⑦（共通）関連事業者との連携によるリユース促進					

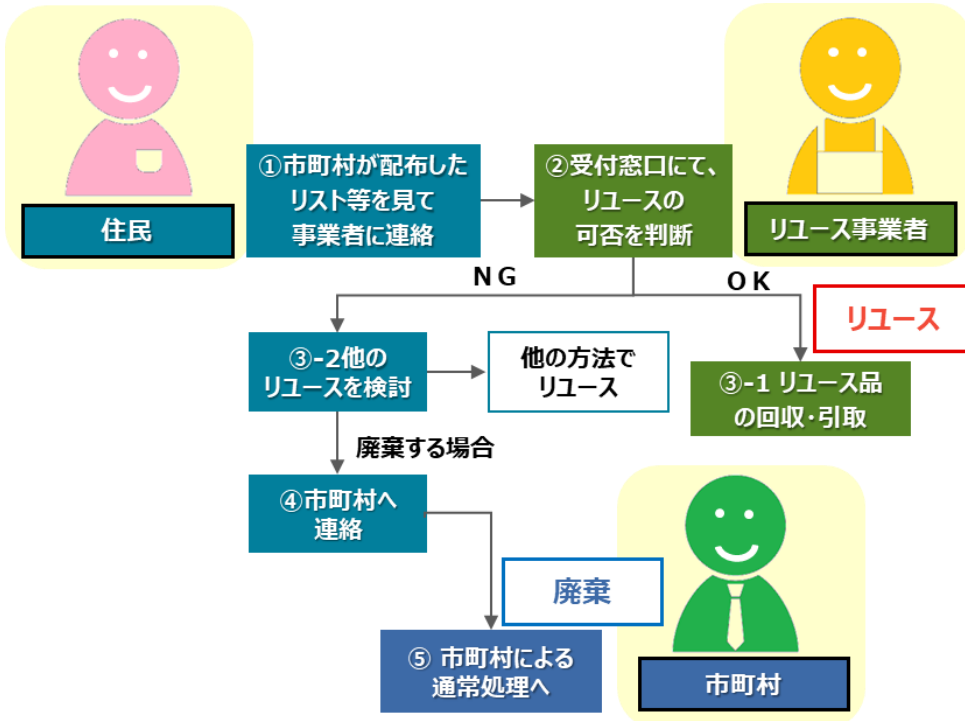
使用済製品等のリユース取組事例マップ



① リユース事業者紹介方式

- 市町村が、地域内のリユース業者を選定し、店舗の概要や買取基準、利用方法等を紹介するチラシ等を作成、各世帯に配布します。使用しないまま保管されている製品などをごみとして出す前に、リユース業者の活用を促す方式です。
- 近年は、受付窓口にて製品を持ち込む前に、製品情報等を入力することで査定結果（買取可否、買取時の価格）を取得できるサービスを展開する民間事業者も現れています。

取組方式の流れ



※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

市町村による取組事例

- ・東京都世田谷区は、地域内のリユースショップを紹介するチラシを作成。
- ・埼玉県坂戸市は、市のHPやチラシにて、自宅から買取可否や買取時の価格などの査定依頼を行える民間事業者のサービスを紹介し、粗大ごみとして出す前に、リユースについて検討することを斡旋。



（出所）東京都世田谷区

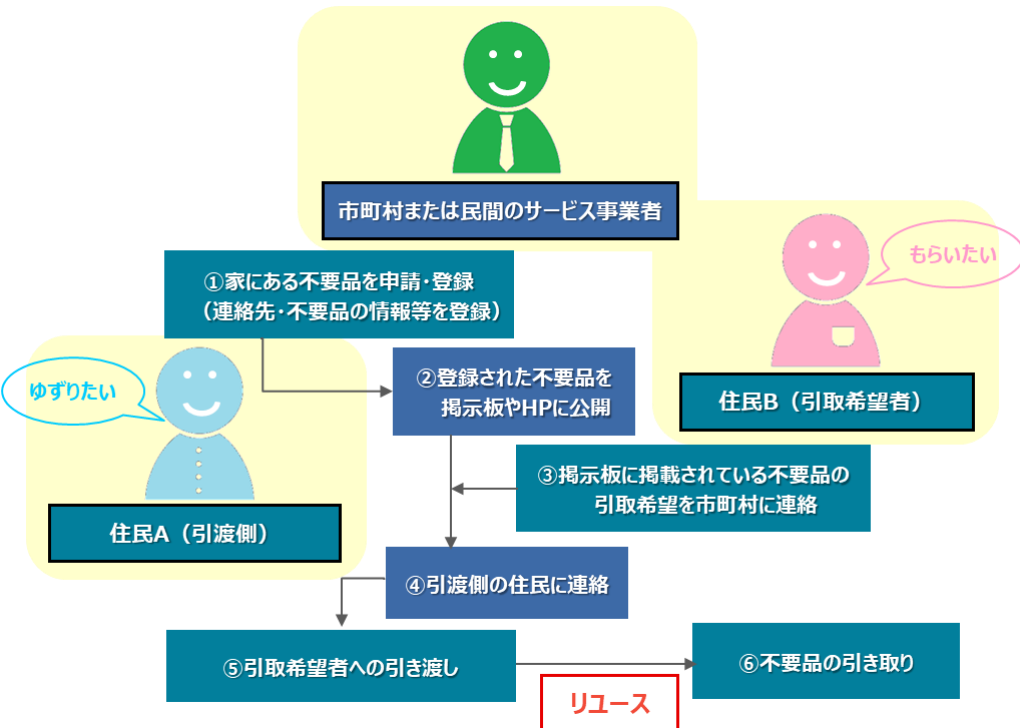


（出所）埼玉県坂戸市

② 交換掲示板方式

- 市町村が庁舎やホームページ等に掲示板を開設し、住民同士の不要品の交換を仲介する方式です。
- 近年はスマートフォンやフリマアプリ等の普及を踏まえ、住民同士が自由に不要品の売買を行えるオンラインサービスを提供する民間事業者も現れています。
- 住民同士の自由な取組を促進するという特性上、他の取組方式と比べて、幅広い品目を取扱っている傾向にあります。

取組方式の流れ



※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

市町村による取組事例

・神奈川県座間市は、地域共助プラットフォームアプリを活用し、まだ使える物品を譲りたい市民と、譲り受けたい市民間のマッチングを促進。

＜民間企業等との連携＞

- ①東急株式会社：アプリ「common」の運用管理、置き渡しロッカーの設置支援等
- ②小田急電鉄株式会社：本取組の広報、他の連携団体とのコーディネート等
- ③座間市リサイクル協同組合：不要となった物品（比較的大きな物品）の収集運搬

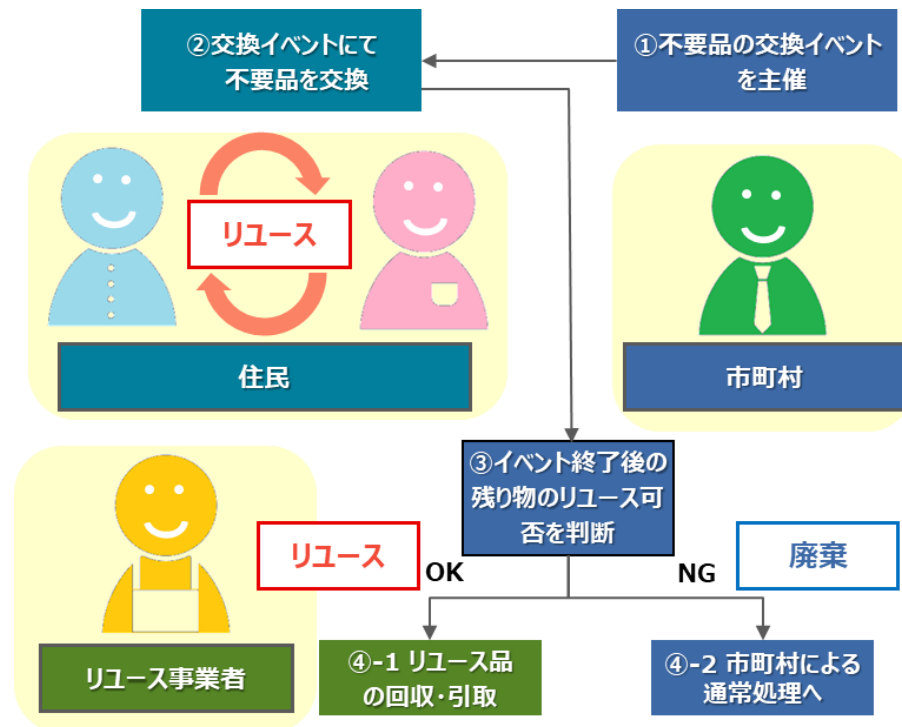


（出所）神奈川県座間市

③ イベント方式

- 市町村が、住民に不要品の持ち寄りを呼び掛け、住民同士で不要品を交換するイベント（展示会やフリーマーケット等）を開催する方式です。イベントの中には不要品の持ち寄りを必須とせず、不要品の引き取りだけを希望する住民の参加も可能とする例もあります。
- 取扱品目としては、持ち運びしやすいもの（衣類、ベビー・子供用品、日用品・生活雑貨など）の取扱いが多いという傾向にあります。

取組方式の流れ



※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

市町村による取組事例

・京都府亀岡市は、民間事業者および自治会と連携し、リユース品回収・交換会を開催。「自分はいらないけど、まだ十分に使えるもの」を持ち寄っていただき、無料で提供を実施。

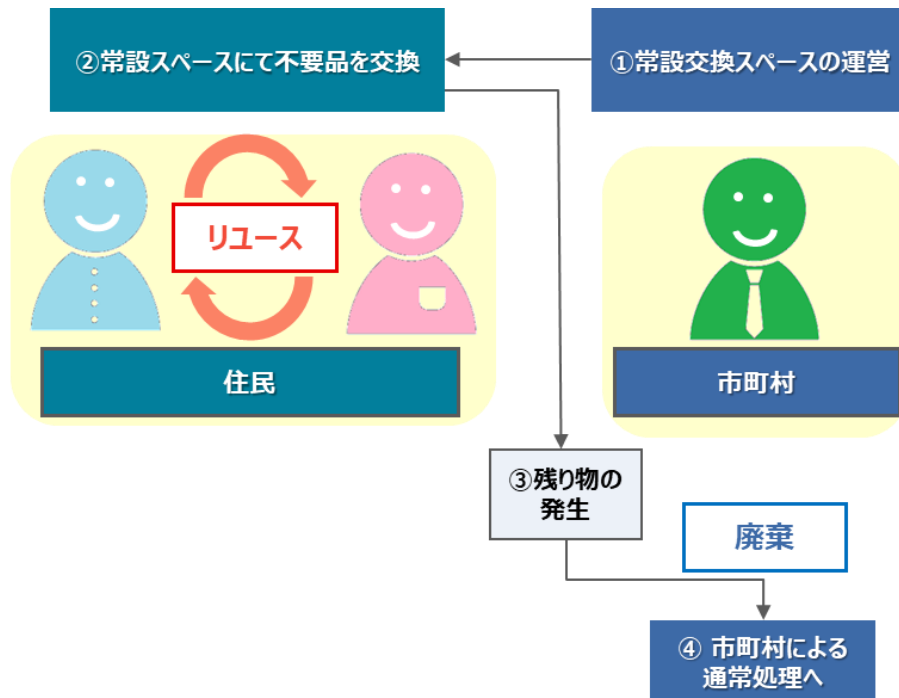


(出所) 京都府亀岡市

④ 常設交換方式

- 市町村が、地域内にリユース可能な不要品を交換する常設スペースを設け（例えば、資源物の拠点回収場所に併設）、常設スペースに訪れた住民同士で不要品を交換してもらう方式です。
- 事例ごとに取扱品目はばらつきがあるものの、衣類、ベビー・子供用品、日用品・生活雑貨の取扱いが比較的多いという傾向にあります。

取組方式の流れ



市町村による取組事例

・愛知県武豊町は、資源回収拠点の中に、常設交換場所「武豊常設交換場所」を開設。既存の資源ステーションの委託管理者による運営が可能となり、低コストで取り組むことを可能としている。



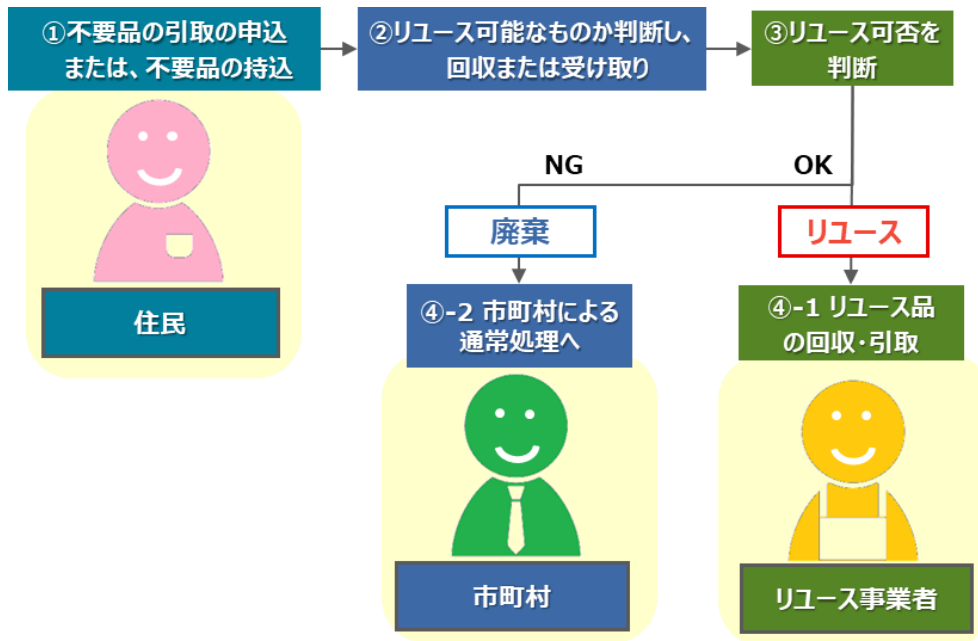
（出所）愛知県武豊町

※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

⑤ リユース品回収方式

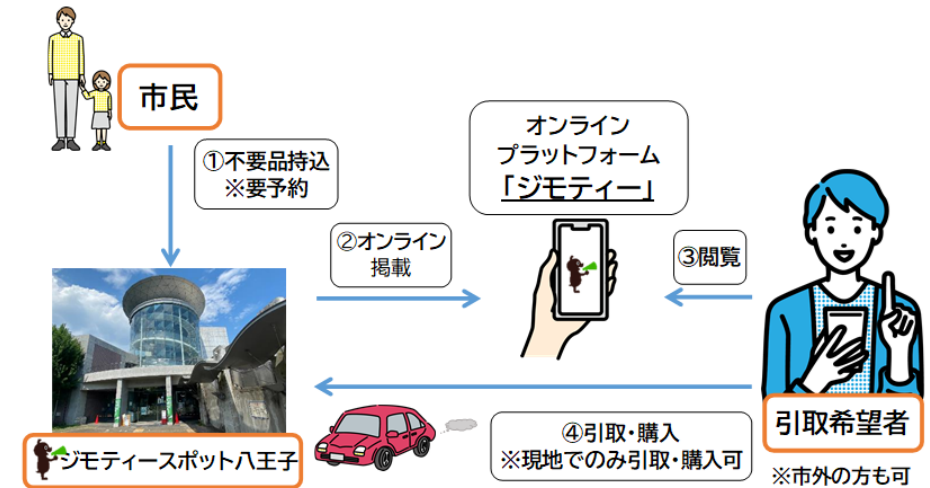
- 市町村が、住民からリユース可能なものを回収し、住民やリユース業者に販売または譲渡する方式です。回収方法は、住民から連絡を受けて回収に伺うほか（家具等の大型製品が多い）、住民が自ら指定の場所や回収ボックスへ持ち込む（衣類・日用品の小型製品が多い）事例があります。
- 回収及び回収後の販売または譲渡については、公社や民間事業者等に委託して実施するケースも多くあります。

取組方式の流れ



市町村による取組事例

・東京都八王子市は、住民から不要となった再利用可能な品物を回収・譲渡スポットで受け取り、新たな利用者に有償又は無償で引き渡す実証事業を実施。住民から受け取った品物は、スポットに陳列すると共に、民間事業者が運営するデジタルプラットフォームに掲載し、利用者を広く募集。



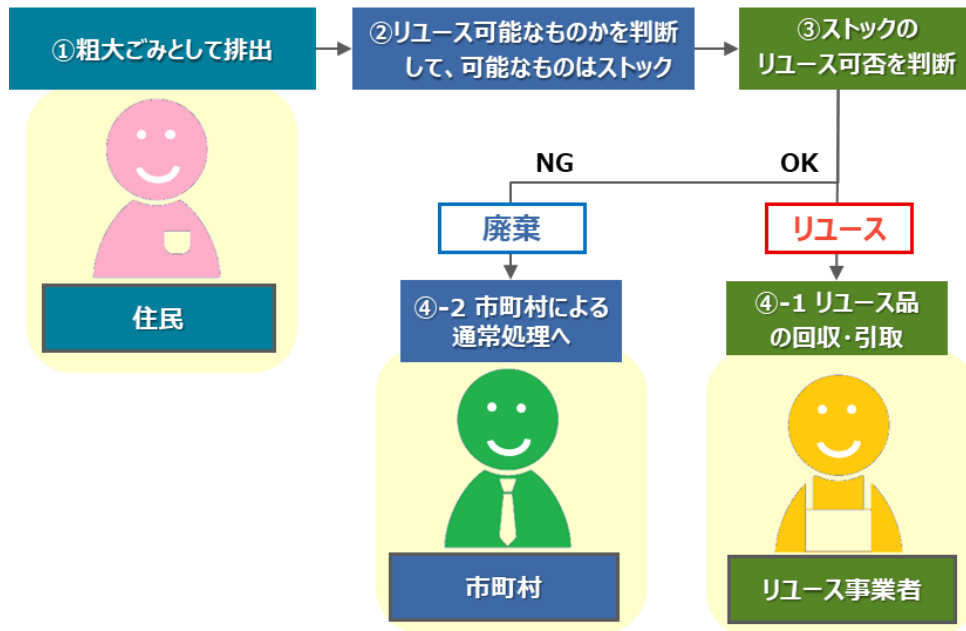
(出所) 東京都八王子市

※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

⑥ 市町村回収後選別方式

- 市町村が粗大ごみ等として回収した物について、市町村やリユース業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを住民向けに販売・譲渡します。
- 運営を公社、民間事業者等に委託している例もあります。
- 粗大ごみとして回収されたものが対象となるため、家具類等の大型の製品の取扱いが多い傾向にあります。

取組方式の流れ



市町村による取組事例

・千葉県松戸市は、市が無償譲渡した粗大ごみ等を、障がい者就労施設が清掃・補修・販売する事業を実施。ごみの減量と障がい者の就労支援を同時に推進する千葉県内初の取組である。



※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

(出所) 千葉県松戸市

⑦（共通）関連事業者との連携によるリユース促進

- 市町村におけるリユース促進において、関連事業者と連携することで、効果的・効率的に取り組む推進できるケースがあります。
- 環境省のモデル事業では、「市民とリユース事業者とのマッチングを民間事業者と連携」「リユース品の販売・譲渡を民間事業者と連携」「リユース品の受取・保管・販売譲渡まですべてを連携」といった事例があります。
- 連携においては「当該事業者と包括連携協定を締結する」「公募の上、委託契約を締結する」といった手法が確認されています。

連携事例①（シルバー人材センター、株式会社メルカリ）

・愛知県蒲郡市では、公益社団法人シルバー人材センターや株式会社メルカリと連携。リユース品の出品・販売業務をシルバー人材センターに委託し、メルカリのプラットフォームを活用して一般ユーザーに販売している。



連携事例②（株式会社ジモティー）

・東京都八王子市では株式会社ジモティーと連携。令和4年度に公募の上でジモティーを選定し、協定を締結。令和5年度、令和6年度も協定を締結した上で、取組を実施。（令和5年度の一部期間は委託。）

＜八王子市の役割＞

- ・市民への広報・情報発信
- ・リユース拠点・保管場所の手当（ジモティースポット）

＜ジモティーの役割＞

- ・リユース品の受付・保管・販売・譲渡、ジモティースポットの運営

連携事例③（物品譲渡に関する契約の事例）

・神奈川県座間市では、民間事業者で不要となった物品（コーヒー豆の麻袋）を無償で譲り受け、市事業で活用（剪定枝の収集袋）している。この際、民間事業者と物品譲渡契約書を締結して双方の責任範囲を明確にした上で実施している。

平成27年7月版からの主な改訂内容（1/2）



平成27年度版の目次（全64ページ）	令和6年度改訂版の目次（全92ページ） 新たに追加した章項目	主な改訂内容
0. はじめに	0. はじめに 本手引きの活用方法・本手引きの構成	・市町村の担当者による参照が進むよう、参照方法のガイドを追加。
1. 市町村におけるリユースの取組の動向について	1. 市区町村が使用済製品等のリユースに取り組む意義・期待される効果	
1.1 市町村で使用済製品等のリユースに取り組む意義・期待される効果	1.1 リユースを取り巻く現状（取り組む意義・期待される効果）	
(1) 第三次循環基本計画の推進	(1) 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	・昨今の政策動向（第六次環境基本計画、第五次循環型社会形成推進基本計画、地域脱炭素ロードマップ等）を反映。 ・3Rの優先順位についても改めて明記。 ・ごみ処理の広域化の動向等を踏まえた意義を加筆。
(2) 廃棄物処分量の削減・最終処分場の延命化等の効果	(2) 廃棄物処分量の削減・最終処分場の延命化等の効果	
(3) 低炭素社会構築・地球温暖化防止への貢献	(3) 脱炭素社会実現に向けた貢献	
(4) 住民の利便性向上と便益増大の可能性	(4) 住民の利便性向上と便益増大の可能性	
(5) リユース促進を通じて得られる地域への多面的な効果	(5) リユース促進を通じて得られる地域への多面的な効果	
	(6) ごみ処理広域化と運動した有効かつ効率的なリユースの推進	
	【コラム】リユース事業の費用対効果	・費用対効果に対する評価について、事例を追加。
	1.2 市町村におけるリユースの在り方・捉え方	・"市町村が担う役割"に関する疑問に対し、考え方の一例を紹介。
1.2 市町村におけるリユースの取組状況 (1)～(4)	2. 市町村におけるリユースの取組の動向について	
(5) 今後の更なる取組の促進に向けて	2.1 市町村におけるリユースの取組状況	・より最新の情報（令和4年度市町村アンケート結果）に差し替え。
	2.2 今後の更なる取組の促進に向けて	
1.3 市町村におけるリユースの取組事例	3. 市町村におけるリユースの取組方法	・3章 全体：より最新の事例に差し替え、掲載数も増やす。
(1) 市町村における取組事例の概要	3.1 市町村におけるリユースの取組事例の概要	・昨今の取組状況の変化（粗大ごみからリユース品を活用、フリマアプリの活用等）を踏まえ、各方式の説明を見直し。
(2) リユース業者との連携について	(1) 取組方式の概要	・連携におけるメリットについて、事例を追加。
	(2) リユース事業者との連携について	・より最新の事例に差し替え。継続確認ができた事例のみ掲載。
(3) 使用済製品等のリユース取組事例マップ	【コラム】自治体と民間企業が連携するメリット	・全体：3.1と同様の対応を実施。方式の説明をより分かりやすく修正。
2. 市町村におけるリユースの取組方法	(3) 使用済製品等のリユース取組事例マップ	・環境省モデル事業等の成果を追加。昨今の民間事業者の動向を追記。
2.1 リユース事業者リスト方式	3.2 市町村におけるリユースの取組事例	・環境省モデル事業等の成果を追加。昨今の民間事業者の動向を追記。
2.2 交換掲示板方式	(1) リユース事業者紹介方式	・環境省モデル事業等の成果を追加。
2.3 イベント方式	(2) 交換掲示板方式	・環境省モデル事業等の成果を追加。
	(3) イベント方式	・環境省モデル事業等の成果を追加。
2.4 常設交換方式	【コラム】住民同士での情報交換を促すことも有益	
2.5 リユース品回収方式	(4) 常設交換方式	・環境省モデル事業等の成果を追加。
2.6 市町村回収後選別方式	(5) リユース品回収方式	・環境省モデル事業等の成果を追加。
	(6) 市町村回収後選別方式	・リペア（修繕）について、事例を追加。
	【コラム】リペア（修繕）の取組	・市町村がリユースの担い手となる取組事例を追加。
	【コラム】市町村から住民への使用済製品のリユースの取組	・市町村がリユースの担い手となる取組事例を追加。
	【コラム】市内におけるリユースの実践	
3. 人口規模の小さい自治体向けのポイント	3.3 関連事業者等との連携によるリユース促進	・市町村と事業者の連携事例が増えていることを踏まえ、新たに章追加。
	3.4 人口規模の小さい市町村向けのポイント	・「リユース品回収方式」について、事例を追加。
	【コラム】粗大ごみになる前にリユースの実施を呼び掛け	・市町村から住民への効果的な呼び掛けについて、事例を追加。

平成27年7月版からの主な改訂内容（2/2）

平成27年度版の目次（全64ページ）	令和6年度改訂版の目次（全92ページ） 新たに追加した章項目	主な改訂内容
4. 各取組の実施手順と留意点	4. 各取組の実施手順と留意点	・全体：H27年版を踏襲しつつ、可能な範囲で情報を更新。
	【コラム】市町村として、どの方式に取り組む？	・“取組の決め方・考え方を知りたい”というニーズを踏まえ、事例を紹介。
	【コラム】事業実施までの検討スケジュール	・具体的な検討スケジュールについて、事例を追加。
4.1 リユース事業者リスト方式	4.1 リユース事業者紹介方式	
	【コラム】消費者の利便性向上を図った各種サービスを斡旋	・3.2(1)でも例示した内容を、特出して紹介。
4.2 交換掲示板方式	4.2 交換掲示板方式	
	4.2.1 交換掲示板方式（市町村が公共施設等に設置）	・オンラインでの交換掲示板も広がっていることから、方式を2分して紹介。
	4.2.2 交換掲示板方式（フリマアプリ等、民間事業者のサービスを活用）	
4.3 イベント方式	4.3 イベント方式	
4.4 常設交換方式	4.4 常設交換方式	
4.5 リユース品回収方式	4.5 リユース品回収方式	
4.6 市町村回収後選別方式	4.6 市町村回収後選別方式	
	4.7 関連事業者等との連携によるリユース促進	・市町村と事業者の連携事例が増えていることを踏まえ、新たに章追加。
	【コラム】モデル事業の成果を踏まえ、取組を継続拡大	・環境省モデル事業の中で、取組の継続事例を追加。
	【コラム】民間事業者から物品譲渡を受け、市町村がリユース	・市町村がリユースの担い手となる取組事例を追加。
5. 各方式の取組に必要なコストに関する整理	5. 各取組方式に必要なコストに関する整理	・全体：H27年版を踏襲しつつ、可能な範囲で情報を更新。
5.1 すべての方式に関連するコスト	5.1 すべての方式に関連するコスト	
5.2 交換掲示板方式に関連するコスト	5.2 交換掲示板方式に関連するコスト	
5.3 イベント方式に関連するコスト	5.3 イベント方式に関連するコスト	
5.4 常設交換方式に関連するコスト	5.4 常設交換方式に関連するコスト	
5.5 リユース品回収方式に関連するコスト等	5.5 リユース品回収方式に関連するコスト等	
5.6 市町村回収後選別方式に関連するコスト	5.6 市町村回収後選別方式に関連するコスト	
	【コラム】使用済製品リユース事業の損益分岐点は？	・環境省モデル事業の成果を追加。
6. 参考資料（URL、ちらし例）	6. 参考資料（URL、ちらし例）	
	(1) 環境省ホームページ	・令和5年度事業で作成された環境省HPを紹介。
(1) 第三次循環型社会形成推進基本計画	(2) 第五次循環型社会形成推進基本計画	・昨今の政策動向を反映。
	(3) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ	・昨今の政策動向を反映。
	(4) 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業	・令和4～6年度の環境省モデル事業の成果を追加。
(2) 使用済製品等のリユース促進事業研究会	(5) 使用済製品等のリユース促進事業研究会	
(3) リデュース・リユース取組事例集	(6) リデュース・リユース取組事例集	
(4) 適正なリユース促進のためのちらし	(7) 適正なリユースの促進に向けて（関係法令の整理、啓発資材等）	・“法的な考え方が不明”との要望に対し、過年度作成の資材を紹介。
(5) 特定の品目を取り扱う際に留意すべき事項	(8) 特定の品目を取り扱う際に留意すべき事項	
(6) リユース業界団体	(9) リユース業界団体	
参考 チラシ等	参考 チラシ等	・環境省モデル事業の成果を追加。